



令和5年1月26日  
海上保安庁

## パラオ共和国海上保安当局職員に対する救急・救助技術支援 (結果概要)

海上保安庁は、1月8日（日）から21日（土）までの間、公益財団法人日本財団及び笹川平和財団の支援の下、外国海上保安機関に対する海上保安能力向上支援の専従部門「海上保安庁モバイルコーポレーションチーム(MCT)」3名をパラオ共和国に派遣し、パラオ共和国海上保安当局職員に対して救急・救助技術に関する支援を実施しました。

- 1 海上保安庁は、日本財団と笹川平和財団が支援するパラオ共和国の海上保安機関である「法務省公安局海上警備・魚類野生生物保護部（DMSFWP）」に対する海上保安能力強化プロジェクトの枠組みにて、日本財団の支援の下、平成30年から「海上保安アドバイザー」を派遣しています。平成31年に初めてMCTをパラオに派遣してからは、笹川平和財団の支援を通じて、継続して技術支援を行っています。
- 2 今回のMCT派遣は、昨年5月に実施した傷病者救助を想定した心肺蘇生法や傷病者搬送法など救急・救助技術に関する支援に続く今年度第2回目の活動であり、今回は、ロープ等の資機材を活用した傷病者の搬送訓練などを行い、救急・救助技術及び安全管理能力の能力向上を図りました。  
引き続き、日本財団と笹川平和財団と連携し、本活動を推進していきます。
- 3 海上保安庁では、今後も、法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、東南アジア、インド洋、太平洋地域の沿岸国に対する海上保安能力向上支援に積極的に取り組んでまいります。



パラオ副大統領等政府関係者、研修生集合写真



MCTによるパラオ副大統領等への訓練概要説明



研修生（救助隊）によるブリッジライン渡過  
（岸壁から船舶への移乗）



要救助者の搬送状況  
（船舶から岸壁へ搬送）



応急処置の実施



修了式後の記念撮影